

**木之本スポーツ広場
管理運営業務仕様書**

令和8年9月

長浜市

市民協働部 文化スポーツ課

<目次>

1	目的	P 3
2	施設の概要	P 3
3	法令等の遵守	P 4
4	休館日及び開館時間	P 5
5	管理運営業務に関する基本的な考え方	P 5
6	職員の配置	P 5
7	業務の内容	P 6
8	スポーツ振興事業に関する業務基準	P11
9	自主事業に関する業務基準	P13
10	その他	P14

別表

木之本スポーツ広場維持管理業務仕様一覧	P16
長浜伊香ツインアリーナ維持管理業務仕様一覧 別記	P20

1 目的

本仕様書は、木之本スポーツ広場の管理運営業務を指定管理者が行うにあたっての管理運営の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

①長浜伊香ツインアリーナ

- (1) 名称 長浜伊香ツインアリーナ
- (2) 所在地 滋賀県長浜市木之本町西山 183 番地 3
- (3) 施設の設置目的 市民一般の体育及びスポーツの普及振興を図ることを目的とする。
- (4) 施設の構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て
- (5) 面積 敷地面積 11,647.29 m²、建築面積 5,591.52 m²、
延床面積 5,932.66 m²
- (6) 開設年度 令和2年4月1日
- (7) 施設内容

施設内容	面積（m ² ）	備考
アリーナA	1,257	柔道6面、 バスケットボール1面 バレーボール2面 バドミントン6面 卓球12面
アリーナB	1,064	柔道4面 バスケットボール1面 バレーボール2面 バドミントン4面 卓球10面
トレーニング室	128	
多目的室A	53	
多目的室B	53	
会議室	37	

その他、事務室、授乳室、医務室、更衣・シャワー室、キッズコーナー等を備える。

- (8) その他 大雨時の指定緊急避難場所であることから、災害の規模や地域の状況により、避難所として使用することがある。

②木之本グラウンド

- (1) 名称 木之本グラウンド
- (2) 所在地 滋賀県長浜市木之本町西山 183 番地 3
- (3) 施設の設置目的 市民一般の体育及びスポーツの普及振興と市民健康の増進と文化的生活の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 面積 土地：12,178 m²
- (5) 開設年度 令和4年4月1日
- (6) 施設内容

施設内容	構造等	面積（m ² ）	種別
グラウンド	グラウンド（土）	12,178	土地

	野球場 夜間照明		
--	-------------	--	--

③木之本スポーツ広場附帯施設

- (1) 名称 木之本スポーツ広場附帯施設
- (2) 所在地 滋賀県長浜市木之本町西山 183 番地 3
- (3) 施設の設置目的 市民一般の体育及びスポーツの普及振興と市民健康の増進と文化的生活の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 面積 土地：6,872 m²
建物：227.48 m²
- (5) 開設年度 令和 4 年 4 月 1 日
- (6) 施設内容

施設内容	構造等	面積 (m ²)	種別
みどりの広場	芝生広場 大型遊具	6,872	土地
倉庫棟	鉄骨造 2 階建	114.08	建物
トイレ棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	113.40	建物
駐車場	383 台分	-	土地

長浜伊香ツインアリーナは、ネーミングライツ制度を導入しており、愛称名は以下のとおり。愛称名の使用に漏れがないよう注意すること。

契約相手方：田中ホールディングス株式会社

契約期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

対象施設正式名称	愛 称 名
長浜伊香ツインアリーナ	湖北 THG ツインアリーナ

※ネーミングライツ契約に付帯する権利として、契約相手方に対し、施設内トレーニング室利用 1 回 2 時間の利用券を年度ごとに 100 回分交付している。このため、当該利用券の使用に係る利用料金については、指定管理者からの請求に基づき、市が負担金として支払う。

3 法令等の遵守

木之本スポーツ広場（附帯設備を含む。以下「管理施設」という。）の管理運営にあたっては、次の各項に掲げる法令等その他の関係する法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ③ 長浜市民スポーツ施設条例（平成 18 年長浜市条例第 204 号）（以下「施設条例」という。）
- ④ 長浜市民スポーツ施設条例施行規則（平成 28 年長浜市規則第 44 号）（以下「施設規則」という。）
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑥ 長浜市情報公開条例（平成 18 年長浜市条例第 17 号）

- ⑦ 長浜市行政手続条例（平成 18 年長浜市条例第 22 号）
- ⑧ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の建物及び設備の管理に関する法令等
- ⑨ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の職員の雇用に関する法令等

4 休館日及び開館時間

(1) 休館日

休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(2) 開館・開場時間

①長浜伊香ツインアリーナ

開館時間は、午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分までとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて開館時間を変更することができる。なお、臨時的に閉館とする場合には、市と協議を行うこと。

②木之本グラウンド

開場時間は 4 月 1 日から 10 月 31 日までは午前 6 時 00 分から午後 9 時 30 分まで、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。なお、指定管理者は、要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて開場時間を変更することができる。利用のない早朝、夜間の開場時間について臨時的に閉場とする場合には、市との協議を行うこと。

③木之本スポーツ広場附帯施設

(1)の規定にかかわらず、休場日を設けず終日開放するものとする。また、附帯のトイレ棟についても、同様に終日利用できるものとする。

5 管理運営業務に関する基本的な考え方

指定管理者が管理施設を管理運営するにあたり、従うべき基本的項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 施設条例及び施設規則等の内容を十分に理解し、法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- ② 管理施設の設置目的に従った適切な管理運営及び効果的な事業展開を行うこと。
- ③ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となるような取扱をしないこと。
- ④ 利用者等が快適に施設を利用することができるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行い、管理運営経費の削減に努めること。
- ⑤ 個人情報保護を徹底すること。
- ⑥ 災害時や緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- ⑦ 市と密接に連携をとりながら管理運営を行うこと。

6 職員の配置

指定管理者が管理施設を管理運営するにあたって、職員の配置については次に掲げる

とおりとする。

- (1) 施設の代表者として、管理及び運営の責任を負う統括責任者を配置し、その役割・位置づけを明確にすること。統括責任者は、公共施設の管理運営と生涯スポーツの推進に関して見識を備え、管理施設に類似する施設（体育館・トレーニング室等）の管理実績が3年以上ある者とすること。統括責任者に事故があるとき、又は欠けたときは、必ず10日以内に代理となる責任者を指名し、市に届け出ること。
- (2) 利用申込みの受付業務には1名以上を常駐させることとし、利用者へのサービス提供に支障なく対応できる人員体制とすること。
- (3) トレーニング室には、専任の職員を配置することとし、利用があるときは1名以上を常駐させること。
専任の職員は、トレーニング機器の取扱に関する知識と経験を有するだけでなく、日本スポーツ協会等が認定するスポーツプログラマーの資格を有するなど、各施設利用者に応じた運動メニューの提案や指導を行える者とする。
- (4) その他組織体制については、下記を基準とすること。
 - ① 関係法令を遵守しつつ、開館日・開館時間において必要なサービス水準を確保できる組織を構築すること。
 - ② それぞれの管理運営業務に応じて雇用形態及び勤務体制を工夫し、効率的な組織を構築すること。
 - ③ 迅速かつ的確な意思決定体制を構築すること。
 - ④ 管理施設の設置目的の達成に向け、幅広い視点と専門的な知識・技術を持った人材の育成及び確保に努めること。
 - ⑤ 計画的に研修を行い、職員の能力水準の向上に取り組むこと。
 - ⑥ 利用者から寄せられる意見・要望に適切に応えることのできる体制を整えること。
 - ⑦ 地域雇用創出の観点から、長浜市内の人材の雇用に努めること。

7 業務の内容

(1) 施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

- ア 体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施
- イ 競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供
- ウ その他市長が必要と認める業務

(2) 管理施設の維持管理に関する業務

管理施設の維持管理業務については、次のアからエを基本とし、業務内容や頻度等の詳細については、別表「木之本スポーツ広場維持管理業務仕様一覧」を参照すること。

ア 保守管理業務

(ア) 保守管理計画の作成等

保守管理計画を作成し、定期的に点検を行うこと。

(イ) 建築物の保守管理（屋外施設や植栽等を含む。）

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

(ロ) 建築設備等の保守管理

建築設備（自動ドア、昇降機設備、シャッター、給排水設備、電気設備、非常用

電源設備、消防設備、空調関係設備、中央監視設備、情報機器設備、駐車場設備 等)
その他設備は、日常点検及び法定点検並びに必要な修繕を行い、初期の性能を維持すること。

a 日常点検

日常点検は、日常的に設備の運転監視、巡視を行い、施設を安全かつ衛生的に維持するために行う点検をいう。

b 法定点検

法定点検は、関係法令の規定に従い、専門の有資格者が行う点検をいう。

(エ) 備品等の保守管理

a 備品の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう備品の管理を行うとともに、備品台帳の管理を行うこと。

なお、滅失、き損等が発生した時には、速やかに市に報告を行うこと。

b 消耗品の管理

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

(オ) 植栽の管理

敷地内の樹木、植え込み等については、剪定、施肥、除草、殺虫剤の散布等必要な管理を適切に行い、美観を保つこと。

特に、みどりの広場の芝生については、施設の良好な利用環境を確保するため、芝刈り、散水、施肥、除草、目土、補植、その他芝生の生育に必要な管理を適切かつ計画的に行い、年間を通じて良好な状態の維持に努めること。

イ 清掃・保守警備業務

(ア) 清掃業務（除雪作業・外溝を含む。）

管理施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

a 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持すること。

b 留意事項

貸出し対象施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように行うこと。特に催物の開催時は、作業を控えること。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行うこと。

(イ) 保安警備業務

指定管理者は、保安警備業務における日常の巡回・監視、管理作業等の際、危険と思われる箇所があった場合については、関係部署への連絡等の助言、安全確保等の措置を行うこと。

(ウ) 作業車の管理

別表の「木之本スポーツ広場維持管理業務仕様一覧」にかかる業務を遂行するため、スポーツトラクター及び軽トラック等の作業車をリース契約により手配し、

使用すること。

(エ) 除雪

除雪は、指定管理者が行うものとする。冬季には敷地内の凍結に注意し、必要により凍結防止剤の散布等を行うとともに、降雪があった場合は、施設における除雪作業を行い、敷地内における安全確保、事故の防止に努めること。

(オ) その他

指定管理者は、事前に市の承認を得て、管理施設の設置目的に即した範囲内で工作物を設置することができる。

ウ 危機管理業務

(ア) 危機管理体制の整備

指定管理者は、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、管理施設の危機管理体制を整備し、緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的を実施すること。

(イ) 防火管理者の設置

防火管理者を定め、防火管理者選任届等を消防署に届け出ること。

(ロ) AEDの設置・管理

長浜伊香ツインアリーナには、市がリースによりAEDを1台以上設置していることから、指定管理者が適正に維持管理を行うこと。

また、木之本グラウンドには指定管理者がAEDを1台以上設置し、適正に維持管理を行うこと。

AEDを適切に使用できる職員を常時1人以上配置すること。

(ハ) 冷暖房設備の管理

管理施設には、冷暖房設備に使用する灯油を1,900リットル貯蔵できるタンクを設置しているため、乙種第4類危険物取扱者を配置すること。

(ニ) 保険の加入

指定管理者は施設損害賠償責任保険等、施設管理上必要な保険に加入すること。

エ その他

(ア) 建築基準法第12条の規定に基づく定期点検については、指定管理者が行うこと。

施設内容	構造等	延床面積(㎡)
長浜伊香ツインアリーナ	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 2階建て	5,932.66

点検内容及び実施時期は次のとおりとする。

年度	建築物の定期点検 (建物躯体) 【3年以内ごとに実施】	建築設備の定期点検 (換気、排煙、非常照明、給排水) 【毎年実施】
令和9年度	必要(前回は令和6年度実施)	必要
令和10年度	不要	必要
令和11年度	不要	必要
令和12年度	必要	必要
令和13年度	不要	必要

令和14年度	不要	必要
令和15年度	必要	必要

(3) 管理施設の使用許可に関する業務

ア 施設利用の貸出業務

(ア) 受付場所

長浜伊香ツインアリーナとする。

(イ) 使用許可

本市では、施設の予約について公共施設予約システムを導入していることから、システムで利用者からの使用許可申請を受け付け、その申請について審査し、許可又は不許可を決定すること。また、予約システムの利用者登録の受付を行うこと。併せて、利用者からの相談、電話での問い合わせ、施設見学等に対応すること。

なお、使用許可申請から許可又は不許可の決定までの事務処理日数は、原則として1日以内とし、利用申込みの受付、使用許可を行った状況を管理すること。

また、使用許可申請書、使用許可書、使用料領収書等の関係書類については、指定管理者が作成すること。

(ウ) 利用申込みの受付業務には1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。

イ 施設利用の受付・利用調整

(ア) 受付

指定管理者は、原則として、利用者が使用しようとする日の属する月の2か月前の初日から使用しようとする日までの期間において、利用申込みを受け付けること。

ただし、下記については期間外であっても受け付けること。

区分	受付開始日
a. 市や、管理施設の指定管理者の主催・共催事業	随時
b. 市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校又は高等学校が、乳幼児・児童・生徒を対象に使用する場合	
c. 市スポーツ施設協会や、その関係団体主催の大会等 c. 市内の地域団体・職域団体主催の大規模な大会等 c. 市内の総合型スポーツクラブ主催の大会等	利用年度の前年度1月上旬の指定日
d. その他特別に市長が認める事業	随時

新たに施設予約に関するシステムが導入されたときは、市の指示に従うこと。

(イ) 利用調整

利用申込みのあった施設・時間について調整が必要な場合には、明確な基準により公正かつ適正に行うこと。

なお、当市の利用申込みについては、優先的に利用申込みを受け付けること。

(ウ) 施設の解錠・施錠について

管理施設の解錠・施錠については、原則、指定管理者で行うものとするが、利用者に対して施設の鍵を貸し出す場合には、確実に施錠を行うよう指導し、必要により施錠確認を行うこと。また鍵の返却については、返却ポストの設置等利用者の利

便性の向上が図れる工夫を行うこと。

(4) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ア 利用料金の設定

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て利用料金を設定すること。利用料金の設定の際には、書面にて市長に申請し、その承認を得なければならない。利用料金を改定するときも同様とする。

指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに6か月を超える周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に既存料金と同じ金額で利用料金を設定する場合は、市の承認後速やかに周知を行うものとする。

イ 利用料金の管理

指定管理者は、利用者から徴収した利用料金に関する帳簿を作成し、管理するものとする。

利用料金は、特別な場合を除き前納とする。徴収方法については、利用者の利便性を考慮して、市と協議の上定めること。

(5) その他市長が必要と認める業務

① 利用促進及びサービス向上

ア 管理施設の貸出しについては、それぞれの目的・特徴を踏まえて、計画的に利用促進に取り組むこと。

イ 管理施設のPRや貸出し手続き・利用料金等について、市民への周知を行うこと。施設の概要が利用者にわかりやすいパンフレット（カラー写真入り）を作成し、常時配布できるようにするとともに、ホームページを開設して、利用者へ適切な情報提供を行うこと。

ウ 市民やスポーツ団体等の利用者のニーズを把握し、業務の改善、サービスの向上に役立てること。

エ 管理施設において行われる指定管理者主催以外の事業についても、市民等からの問合せに適切に対応すること。

オ 市民やスポーツ団体等の利用者からの苦情・要望には、組織的に迅速かつ適切に対応すること。

② 文化事業等への利用促進

管理施設のアリーナは、市内では最大の収容人数となるため、スポーツだけでなく、文化事業やその他のイベントの会場として利用可能である。アリーナの特徴を積極的にPRし、利用者の確保に努めること。

③ トレーニング室運営事業

トレーニング室では、利用者に対して機器の正しい使用方法を説明し、トレーニング方法の助言等を行うこと。トレーニング機器の更新については、利用者のニーズに応じて、そのときどきで最適な機器をリースにより新品（業務用）で導入するものとし、リース料は経費に含み、収支計画書（様式第3号）では施設管理運営費とすること。設置するトレーニング機器は、以下に示す機器をモデルケースとして、指定管理者が市へ提案し、協議のうえ決定するものとする。

・全自動血圧計	1台
・精密体重計	1台

・体成分分析装置	1 台
・ランニングマシン	5 台程度
・トレーニングバイク	5 台程度
・高齢者用コンディショニングマシン	4 台程度
・筋力トレーニング機器	6 台程度
・ウェイトトレーニング機器	5 台程度
・ストレッチマット	4 枚程度
・パーソナルビューイングシステム	10 台程度

④ その他

ア 管理施設は、使用日の 2 ヶ月前から使用許可申請を受け付けているため、指定管理者の提案による新しい施設運営の仕組みについては、市と十分に協議の上導入すること。

イ 管理施設の運営に従事する職員は、利用者から施設職員とわかるように統一された清潔な制服を着用し、名札をつけること。

ウ 事務室にて使用するパソコン・プリンター・コピー機等の事務機器や自動車については、原則として指定管理者で調達すること。

エ 管理施設内は禁煙とするが、必要に応じて屋外の一角に喫煙場所を設置すること。

オ 市の方針、施策、事務事業等を理解し、積極的に協力すること。

カ 市の主催事業等に関する PR に積極的に協力し、施設内においてポスターの掲示、チラシの配付を行うこと。

キ 随時、市からの依頼により、施設の管理運営についての統計資料等の作成を行うこと。

ク 管理施設には、市の許可を受けないで指定管理者の本社・本部事務所を置かないこと。

8 スポーツ振興事業に関する業務基準

指定管理者の業務の範囲に位置付けられた「スポーツ振興事業（長浜市スポーツ施設条例第 3 条各号に関する業務）」については、第 2 期長浜市スポーツ推進計画（R8.3 策定）の内容に沿って、実施すること。指定管理者は、事業についての企画・提案を行い、事業を実施する際には、当市の承認を得たうえで事業展開を行うこと。ただし、指定管理者が実施する事業は、市民が広く参加できる内容に限ることとし、特定の団体等のみを対象としたものを実施することができないものとする。

なお、スポーツ振興事業については、その経費にあてるために入場料・参加費等を徴収することができるものとし、その収入は、指定管理者の収入とする。その一方で、スポーツ振興事業の経費に指定管理料及び利用料金収入を充てることはできないものとする。

また、指定管理者が事業を行う場合であっても、施設の条例に従い、施設及び附帯設備・備品の利用料金を支払わなければならない（管理施設の収入として計上）。

行政財産の目的外使用を伴う場合は、当市の許可を得るとともに、長浜市行政財産目的外使用条例（平成 18 年長浜市条例第 74 号。）の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

企画においては、他の利用者の妨げにならないよう、開催回数、開催時期について配慮すること。

【第2期長浜市スポーツ推進計画 概要】

計画ホームページ URL : <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000016666.html>

めざす姿

誰もが輝く、健康で活力あふれるスポーツのまち NAGAHAMA

基本方針1

ライフステージに応じたスポーツの充実

【施策の方向性】

幼児期から高齢期まで、それぞれの発達段階やライフスタイルに合わせて適切な運動を行うことで、心身の健康を促進し、生活の質を高めることができます。

誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的等に応じて、いつでも、どこでもいつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツのまち」を推進します。

【施策】

- 1 遊びや体験を通したスポーツ機会の充実（幼児期・学童期）
- 2 スポーツ活動の充実（中学校～高校）
- 3 スポーツ参加機会の拡充（働く世代・子育て世代）
- 4 スポーツによる健康な体の維持（高齢期）
- 5 スポーツ活動への参加の促進（しょうがい者）
- 6 スポーツによる家族や仲間との交流

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
自分から進んで戸外へ出たり身体を動かしたりして遊ぼうとする子どもの割合（5歳児）	83.4%	90.0%
1週間の総運動時間60分未満の割合（小学校5年生）	男子 11.2% 女子 22.2%	男子 7.0% 女子 14.0%
新体力テストの合計得点平均値（小学校5年生）	男子 51.38 点 女子 51.75 点	男女ともに 53.0 点
スポーツ少年団活動団体数	25 団体	現状維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.6%（R5）	70.0%
集団健康教育後に週1回以上運動をしている人の割合（後期高齢者）	59.7%	64.0%

基本方針 2

スポーツを支える環境の整備

【施策の方向性】

誰もが興味・関心、適性等に応じてスポーツ活動を始められることができるよう、身近でスポーツを楽しめる環境づくりや見やすくわかりやすい情報の発信を進めます。また、競技団体の活動を支援するとともに、これからの競技力向上を担う人材や質の高い指導者を育成します。

さらに、誰もが安心、安全にスポーツ施設を利用できるよう、施設等の環境整備を進めます。

【施策】

- 1 総合型地域スポーツクラブの活動の充実
- 2 競技スポーツの育成・支援
- 3 スポーツ施設の計画的な整備
- 4 スポーツ関連情報の発信強化

【指標】

指標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 15 年度）
スポーツ施設利用者数	548,359 人	現状維持
学校体育施設開放事業利用件数	5,003 件	6,000 件

基本方針 3

地域資源を活かしたスポーツの推進

【施策の方向性】

国スポ・障スポ大会開催後の成果を最大限に活かし官民一体となって地域資源や自然環境を活かした「スポーツ大会」や「スポーツ合宿」の誘致を図ります。また、子どもや若者が地域において多様なスポーツに継続して取り組める環境を地域全体で整備していきます。

さらに、行政、企業、地域団体、大学、医療機関、市民などが連携しながらスポーツを起点とした多様な活動を展開します。

【施策】

- 1 国スポレガシーの創出と活用
- 2 子ども・若者が継続的にスポーツに親しむ機会の創出
- 3 連携・協働によるスポーツの推進
- 4 スポーツツーリズムの推進

【指標】

指標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 15 年度）
スポーツ合宿受入チーム数	3 チーム（R5）	15 チーム
全国規模大会開催数	8 件	15 件
部活動（地域クラブ）の外部指導者数	28 人	地域指導者 200 人
大学との連携事業の数 （健康・スポーツの分野）	3 事業	8 事業
スポーツ体験・交流事業実施数	スポーツ体験事業 6 件	スポーツ体験事業 6 件
	トップアスリート交流会 3 件	トップアスリート交流会 3 件
	スポーツ講演会 3 校	スポーツ講演会 5 校

留意事項

スポーツ振興における総合型地域スポーツクラブは、木之本地区で一本化されているので、一体的な事業推進を図ること。

9 自主事業に関する業務基準

指定管理者は、「7 業務の内容」、「8 スポーツ振興事業に関する業務基準」に掲げる業務のほか、事前に市の承認を得て、自ら企画・提案を行い事業（以下「自主事業」と

いう。)を実施することができる。ただし、指定管理者が実施する自主事業は、市民が広く参加できる内容に限ることとし、特定の団体等のみを対象としたものを実施することができないものとする。

自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。ただし、管理施設及び設備を使用して事業を実施する場合は、使用料相当分を施設の収入として計上しなければならない。また、行政財産の目的外使用を伴う場合は、市の許可を得るとともに、長浜市行政財産目的外使用料条例(平成18年長浜市条例第74号。以下「目的外使用料条例」という。)の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

管理施設で実施できる自主事業は、次のとおりとする。

① 飲食事業

指定管理者は、利用者へのサービス提供の観点から、イベント時等に飲食の販売等を行うことができること。なお、販売内容については、販売する物品、料金、販売方法等を当市に提出し、事前に市の承認を得ること。

また、事前に保健所等に必要な手続を行うこと。

② 物販事業

指定管理者は、利用者へのサービス提供の観点から、施設に関連した物品の販売等(自動販売機を含む)を行うことができること。なお、販売内容については、販売する物品、料金、販売方法等を当市に提出し、事前に市の承認を得ること。

また、自動販売機等に係る電気代等については、指定管理者の負担とし、当該実費相当分を施設収入として計上すること。

③ その他の事業(市が認めた内容に限る。)

指定管理者は、各施設の空き時間や空きスペースを利用し、指定管理者の負担により、イベント等の事業を行うことができる。ただし、事業規模等の調整が必要であることや、事業の趣旨等から実施できない場合があるので、事前に市の承認を得る必要がある。

10 その他

(1) 総合型スポーツクラブとの調整、協力

総合型地域スポーツクラブは、市民が身近に地域でスポーツに親しむことができる機会を創出するため、スポーツ教室やスポーツイベント等を開催している。指定管理者は、総合型地域スポーツクラブと調整を密接に行い、活動の場として管理施設を使用させること。また、事務室、会議室を使用させる際の光熱水費や共用部分に係る経費については、指定管理者が負担すること。

(2) 「スポーツのまち NAGAHAMA」推進プロジェクトへの協力

市では、「スポーツのまち NAGAHAMA」推進プロジェクトの一環として、全国規模のスポーツ大会や合宿の誘致に継続的に取り組んでいる。長浜伊香ツインアリーナは、その中核拠点であり、これらの誘致活動には、関係団体との継続的な連携や信頼関係の構築が不可欠である。このため、指定管理者は、市と連携し、中長期的な視点に立って、大会・合宿の誘致及び受入に積極的に協力すること。

(3) 公衆電話等の取扱

指定管理者は、公衆電話等を設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許

可を受けるとともに、目的外使用料条例の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

ただし、公衆電話等設置業者が、直接市の行政財産目的外使用許可を受けて公衆電話等を設置することができるものとする。この場合は、公衆電話設置業者が行政財産目的外使用料を市に納付しなければならない。

ア 設置費用

設置に必要となる費用は、許可を受けて公衆電話等を設置する団体が負担するものとする。ただし、公衆電話等の売上については、設置者が収受するものとする。

イ 設置場所

設置場所については、市と協議の上、決定すること。

ウ 実費負担

公衆電話等に係る電気代等については、市が電力会社等に支払った場合は、当該実費相当分を設置者から徴収するものとする。

(4) 災害用自動販売機の取扱いについて

当該施設には災害用自動販売機1台が市の行政財産目的外使用許可にて設置されている。当該自動販売機に係る電気代については、各年度ごとに設置者に対して請求を行うこと。

別表

木之本スポーツ広場維持管理業務仕様一覧

1 長浜伊香ツインアリーナ

区分	業務項目	業務内容	頻度
建築物 の保守 管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1 回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1 回/週
	防火対象物定期点検	消防法第 8 条の 2 の 2 の規定に基づく定期点検を実施	1 回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1 回 / 3 年
建築設備等の 保守管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1 回/月
	消防設備保守点検	警報装置・消火設備・避難設備・非常電源設備等の点検（機能点検・総合点検）	2 回/年
	建築基準法第 12 条に基づく定期点検	建築基準法第 12 条に基づく特定建築設備等の定期点検	1 回/年
	段差解消機の定期点検	車椅子用段差解消機の法定点検	1 回/年
	防火戸の定期点検	随時閉鎖式の防火戸の法定点検	1 回/年
	シャッターの定期点検	防火・防煙シャッター、耐火クロス製防火・防煙スクリーンの法定点検	1 回/年
	空調機の定期点検・清掃	改正フロン法に伴う空調機の簡易点検	1 回 / 3 月
		改正フロン法に伴う空調機の定期点検	1 回 / 3 年
		空調機のフィルター清掃	2 回/年
	自然換気窓の点検	自然換気窓の動作確認・外観確認	1 回/月
	トップライトの点検	トップライトの外観確認	1 回/月
	電動ロールスクリーンの点検	電動ロールスクリーンの動作確認・外観確認	1 回/月
	エアコンの清掃・点検	エアコンのフィルター清掃・点検	2 回/年
	全熱交換器の清掃・点検	全熱交換器のフィルター清掃・点検	2 回/年
	小型ファンの点検	小型ファンの動作確認・外観確認	2 回/年
	密閉式膨張タンクの点検	密閉式膨張タンクの動作確認・外観確認	2 回/年
	ガス給湯器の点検	ガス給湯器の動作確認・外観確認	2 回/年
	小型電気温水器の点検	小型電気温水器の動作確認・外観確認	2 回/年
	衛生器具の点検	衛生器具の動作確認・外観確認	2 回/年

建築設備等の保守管理	自動制御設備の点検	自動制御設備の動作確認	2回／年
	吊物設備の保守点検	吊物設備の点検・消耗品交換	1回／年
	分電盤の点検	分電盤の外観確認	1回／年
	情報表示設備の点検	情報表示設備の外観確認	1回／年
	音響設備の点検	音響設備の動作確認・外観確認	1回／年
	防犯カメラの点検	防犯カメラの動作確認・外観確認	1回／年
	構内情報設備・構内交換設備の点検	構内情報設備・構内交換設備の動作確認・外観確認	1回／年
	テレビ共同受信設備の点検	テレビ共同受信設備の動作確認・外観確認	1回／年
	各種ポンプの点検	各種ポンプの動作確認・外観確認	1回／年
	防火ダンパーの点検	防火ダンパーの動作確認・外観確認	1回／年
	冷却塔の保守点検	冷却塔の動作確認・外観確認、Vベルト交換	1回／年
	自動ドアの保守点検	自動ドアの外観確認・消耗材交換	1回／年
	電灯設備の保守点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	灯油貯蔵タンクの定期点検	灯油貯蔵タンクの法定点検 ※15年を超えないものは3年に1回	1回/3年
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	AEDの管理	AEDの管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
清掃業務	施設内定期清掃	床面掃き掃除	1回／週
		掃除機がけ	
		モップ拭き	
		ガラス磨き上げ	1回／年
		観覧席等清掃	1回／月
	トイレの清掃	床面拭き掃除	1回／日
		便器・洗面台清掃	
		鏡磨き上げ	
		汚物処理 トイレットペーパー・石けん水補給	
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 ドアのガラス磨き上げ	1回／日
	受付のガラス清掃	受付のガラス磨き上げ	1回／日
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い	1回／日
		除草、こけ等の除去	2回／年
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時

保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	随時
スポーツ施設機能の維持管理	アリーナ等の床面ワックスがけ	アリーナ・多目的室等の床面ワックスがけ 詳細は別記	1回/年
	スポーツ設備・器具の維持管理	バスケットボールゴール、バレーボールポール、バドミントンポール、トレーニング機器等の点検、安全管理	1回/週
	放送設備の保守点検	スイッチの接触、音声の状況等の確認	1回/月

2 木之本グラウンド

区分	業務項目	業務内容	頻度
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	スポーツトラックターの維持管理	スポーツトラックター（乗用芝刈機）の維持管理	1回/月
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
施設維持管理	グラウンド整備	木之本グラウンドの整地	随時
	専門業者によるグラウンド整備	かき砕き・かきほぐし・均し・転圧・仕上げ 攪拌作業・鋤取り・真砂土 10t 追加・真砂土敷均し	2回/5年
清掃業務	ダッグアウトの清掃	床面掃き掃除、いす拭き掃除	1回/月
保安警備業務	保安警備業務	開場時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時
		閉場時における施錠、事故・犯罪・災害の予防	随時

3 木之本スポーツ広場附帯施設

区分	業務項目	業務内容	頻度
植栽の維持管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込みにおける除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込みにおける施肥、殺虫剤の散布等	随時
	芝生の維持管理	年間作業計画に沿った、みどりの広場の除草・芝刈・施肥	随時
除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	随時
駐車場交通管理業	駐車場の安全確保	自動車等の誘導	随時

務	迷惑駐車対策	公園内・公園周辺における迷惑駐車防止	随時
建築物の 保守管理	外観点検	仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	1回/年
建築設備 等の保守 管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
		自家用電気工作物の年次点検	1回/年
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	遊具点検	遊具の年次点検	1回/年
清掃業務	倉庫棟、トイレ棟	床面掃除機がけ	随時
	2階の定期清掃	ガラス磨き上げ	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトーパー・石けん水補給、ドア拭き掃除	1回/日
	駐車場	駐車に支障のないよう清掃、ゴミ拾い	1回/日
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時

ワックス塗布業務

1年に1度下記について床面にワックス塗布を実施すること。

階	室名	面積[m ²]
1	新設アリーナ	2170.55
	授乳室	8.28
	医務室	13.52
	女子更衣室	30.20
	男子更衣室	27.30
	女子シャワー室	5.33
	男子シャワー室	5.45
	女子便所	42.59
	男子便所	27.45
	多目的便所	5.92
	多目的便所	5.06
	多目的室	39.07
	器具庫①	22.00
	器具庫②	5.12
	既設アリーナ フロア	1273.04
	エントランスホール (A 階段、キッズコーナーを含む)	463.32
	小計	4144.19
2	女子便所	25.00
	男子便所	25.88
	渡り廊下	26.04
	小計	76.92
	合計	4221.11